

自治会公民館等太陽光発電設備設置事業について

○事業の目的

地域での地球温暖化防止など、地球環境保全意識の高揚を図るとともに、環境にやさしいまちづくりを推進し、自然エネルギーの活用を積極的に支援することを目的として、自治会が行なう太陽光発電設備の設置費用の一部を補助する。

また、町営の風力発電施設による売電収入を活用した『風のまちづくり』により、再生可能エネルギーを活用した地域の活性化を図るため、その売電収入による自治会の独自財源を長期間にわたり確保する。

○事業の概要

自治会が設置しようとする公民館等への太陽光発電システムに対して、設置費用の一部を補助する。なお、設置により生じた余剰電力の売電収入は設置自治会の収益とする。

補助率：設置費用の 1 / 2 (上限 1,500,000 円)

平屋根、低勾配屋根用の架台設置費用の 10 / 10 (上限 500,000 円)

○補助金交付の条件

- ・ 太陽光発電システムの出力 10kw 未満
- ・ 太陽電池の補償期間が 10 年以上
- ・ 県内事業者が設置工事の施工を行なう
- ・ 太陽光発電システムは未使用なものに限る

○事業実施事例

《平成 26 年度までに設置が完了した自治会の平均出力》

屋根置き 6.60kw (最大 9.60kw、最小 3.12kw)

《収益見込み》

設置費用平均 2,700,000 円 (409,000 円/kwh)

町補助金 1,350,000 円 自治会調達資金 1,350,000 円

売電平均額 240,641 円

収益見込み = 240,641 円 × 10 年間 - 1,350,000 円 = 1,050,000 円

《年間推定発電量と売電見込み》

出力 6.60kw の場合・・・年間推定発電量 6,600kwh

年間推定売電量 6,600kwh × 0.9 = 5,940kwh ≒ 6,000kwh

※年間推定売電量は、設置の方角、角度、電力消費もあるため、低く見積もる。

今後の売電見込額（売電単価×年間推定発電量×10年）

H25 38円 H26 37円 H27 35円
H28 33円×6,000kwh×10年=1,980,000円
H29 30円×6,000kwh×10年=1,800,000円
...
H31 24円×6,000kwh×10年=1,440,000円

売電収入（H29単価）－設置費用（自治会調達資金）＝（10年間の収入）
1,800,000円 －1,350,000円（平均） ≒450,000円

※借入を行なったとして

借入金100万円（年利2.9%、期間10年）ソーラーシフトローン

借入金以外の総返済額153,198円（月返済額9,610円）

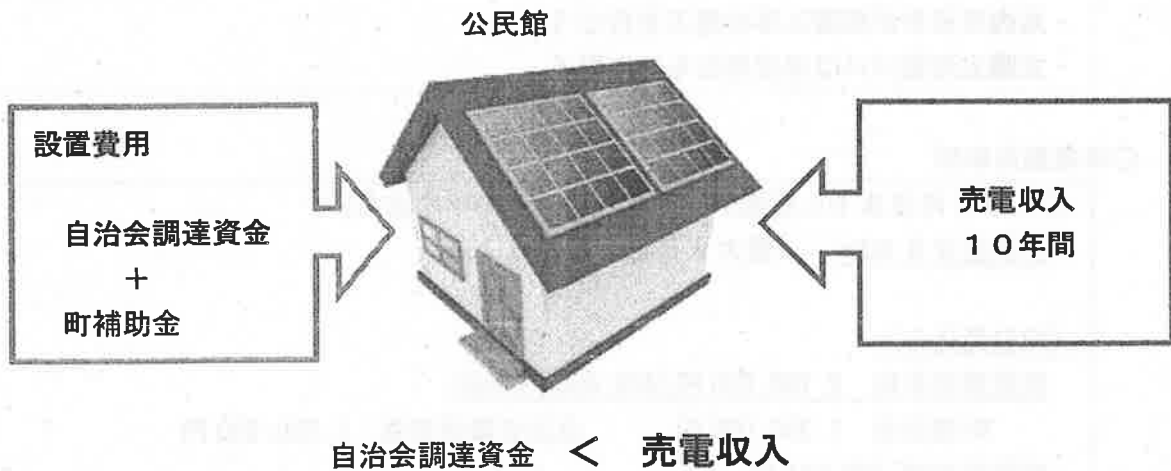
その他必要経費 パソコン交換（10年～15年）100,000円～150,000円

売電メーター交換（10年毎）50,000円

火災地震保険料 建物の加入保険によって異なる

法人税他←自治会総合交付金制度による交付金（10年間）有り
36,600円←33,200円

○事業の効果



- ・節電意識の高揚（節電すれば売電収入が増える）
- ・売電収入で地域独自の財源確保
- ・自治会単位でエネルギー活用について話し合うきっかけづくり
- ・町内のエネルギー自給率をさらに高めることができる